

【別記１】

令和８年度県産水産物ＰＲイベント開催業務委託仕様書（企画提案用）

１ 委託業務名

令和８年度県産水産物ＰＲイベント開催業務委託

２ 業務期間

契約締結の日から令和９年１月３１日まで

３ 業務の目的

本業務は、子どもや子育て世帯をメインターゲットとし、県産水産物の魅力を広く発信し、これに親しむ機会を創出するとともに、低・未利用魚等に対する認知度向上を図り、県産水産物の消費拡大につなげることを目的として開催する。

４ 開催概要

（１）日時（予定）

令和８年１１月７日（土）１０：００～１５：００

※日時については、発注者と調整の上、決定するものとする。

（２）会場（山形市城南町１丁目１－１）

霞城セントラルアトリウム、オープンテラス、霞城セントラル広場 等

（３）主催

庄内浜の魚消費拡大総合プロジェクト推進本部（共催：霞城セントラル管理組合）

５ 委託業務の内容

（１）企画運営

下記内容を可能な限り盛り込んだイベントの企画調整及び運営を行うこと。

① イベント名称

事業趣旨やメインターゲットを考慮したイベント名称を企画すること。なお、イベント名称については、発注者と協議の上、決定する。

② オープニングイベント

イベント開始時に、オープニングイベントを実施すること。

③ ステージイベント

集客につながるステージイベントを企画し、実施すること。

④ 飲食・物販ブース

・飲食、物販ブースを設置すること。

・出店事業者は、発注者が指定するほか、公募により募集する出店者とする。なお、

出店受付の際、食品営業許可等の取得状況について確認すること。

⑤ 県産水産物のPRやその他集客に繋がる企画

県産水産物をPRできる取組みやメインターゲットである子ども及び子育て世帯を集客できる企画（例：エアー遊具等）を検討すること。その他、推進本部で実施予定の企画との調整を図ること。

（２）運営管理

① 提案した内容を実施するため、必要な人員や資機材、消耗品を手配すること。

※イベント運営上の必要な人員は、発注者の職員等を配置することが可能とし、人数等は発注者と別途協議する。

② 当日は会場内に運営本部を設置し、運営管理や各種問合せへの対応を行うこと。

③ 以下の内容を記載した運営マニュアルを作成し、各スタッフや発注者に配布の上、情報共有を図ること。

ア 当日の進行や出演・出店、イベント内容等

イ 人員配置（総括、会場設営・撤去、警備・案内誘導、ゴミ処理等）

ウ 会場配置図

エ 業務マニュアル

オ 緊急時連絡先

カ 中止基準等

キ その他運営に必要となる情報

※混雑時の案内誘導・雑踏警備など安全対策を踏まえ、作成すること。

（３）会場設営・撤去等に関する事

① 提案した内容を実施するために必要な会場設営を行うこと。

② 会場の設営及び撤去の日程は発注者と調整すること

③ 出店者（テントを持参する出店者を除く）及び来場者飲食用のテント・椅子を設置すること。なお、霞城セントラル管理組合と協議の上、テントや椅子等を借用することも可能とする。

④ テントの耐風対策など会場の安全対策を徹底すること。

⑤ 効果的なイベントの進行及び場内インフォメーションを行うため、会場全体の一体感が醸成できるような音響設備を設置すること。

⑥ 来場者の視認性や回遊性を考慮した会場配置を検討し、配置図を作成すること。

⑦ ごみステーションを設置し、ゴミ回収等を行うこと。

⑧ イベント終了後は、必ず原状復帰を行うこと。

（４）広報に関する事

① 子どもや子育て世帯の集客が見込まれる効果的な広報を企画し、実施すること。

② インフルエンサーを活用するなど、効果的な広報を検討すること。

- ③ 事前広報用のチラシ、ポスター等を制作すること。データでも発注者に納品すること。(最低印刷部数 3,000 部以上、ポスター10 部以上)
- ④ イベントに係る各種問合せに対応すること。

(5) 出店者・出演者の管理・運営に関すること

- ① 出店者及び出演者に対し、出店及び出演に関する調整、説明、管理監督業務を実施すること。
- ② 出店者と出店に必要な申請手続き（保健所への申請等）を調整すること。

(6) その他の運営管理に関すること

- ① 原則として、雨天実施とするが、警報が発令される等荒天の想定される場合は発注者と協議の上、対応を決定する。
- ② 各業務の詳細については、発注者及び霞城セントラル管理組合と打合せの上、決定する。
- ③ 運営に当たっては法令を遵守、各種許認可等の必要な企画に関しては事前に必ず許認可を得ておくこと。
- ④ 発注者と協議の上、事業効果を測定することなどを目的とするアンケートを作成し、イベント参加者等に配布、回収を行い、結果をとりまとめること。
- ⑤ 来場者数を計算すること。また、当日の会場の状況等を写真撮影し記録すること。

6 成果品

上記 5 の実施結果について報告書を作成し、発注者に納品する。

なお、報告書の内容、取りまとめ方法等について、事前に発注者の確認を受けること。

7 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て発注者に移転するものであること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記 2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 事業実施により得た情報（個人情報を含む。）等については、すべて発注者に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において予算や諸事情により変更することがある。
- (6) 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に発注者に協議し、承認を得なければならない。

- (7) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、定めることとする。
- (8) 委託事業に係る関係書類は委託事業を終了した年度の翌年度から5年間保存すること。

【別記2】

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（保有の制限）

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事務従事者への周知）

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

（再委託の禁止）

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（資料等の返還等）

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（安全管理の確認）

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（事故発生時における報告）

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（違反した場合の措置）

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。